2　負担可能額に相当する資金の確保の計画及びその根拠（注五）
3　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、三・四GHz帯対象免許人との終了促進措置の協議を開始する無線局の割合及び終了促進措置の実施を完了する無線局の割合に関する、年度ごと、都道府県ごと並びに第三章第三項第一号㈠及び㈡の区別ごとの計画並びにその根拠
4　終了促進措置の実施に係る窓口の設置、実施の概要を周知させるための措置及び実施手段の通知の確保に関する計画
5　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては第二章第三項第六号、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては第三章第三項第六号及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては第四章第三項第六号に規定する事項の遵守を示す旨
6　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては一・七GHz帯対象免許人並びに三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては三・四GHz帯対象免許人との終了促進措置に係る協議及び合意の方法に関する計画
7　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては第二章第三項、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては第三章第三項及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては第四章第三項に定める終了促進措置に関する事項について、一・七GHz帯対象免許人又は三・四GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置に関する計画

八　電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項
1　既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠
2　利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠

九　電波の能率的な利用の確保に関する事項
1　特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠
2　既存事業者にあっては、申請者の指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠
3　既存事業者にあっては、別表第三の一9に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）
4　既存事業者にあっては、指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画
5　別表第三の二に規定する面積カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）
6　申請者の陸上移動局が他の既存事業者等の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を通信の相手方とする通信（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）を行う計画がある場合は、その計画及びその根拠
7　申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）を行う計画がある場合は、その計画及びその根拠
8　申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局の無線設備と同一のきょう体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）を行う計画がある場合は、その計画及びその根拠

十　申請者の条件に関する事項
1　第五章第十項を遵守することを示す旨
2　別表第二の十一の要件を満たすことを示す旨（注六）（注七）

十一　一から十までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠

注一　申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の申請者が開設計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類等を添付すること。
二　法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。
三　個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。
四　電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。
五　申請者の預金口座の残高として金融機関が証明した書類、金融機関による融資を行う旨を約する書類その他の負担可能額に相当する資金を確保することができることを証する書類を添付すること。また、外国通貨で表示された金額は、申請期間の開始日における外国為替の売買相場により、本邦通貨で表示された金額に換算すること。
六　申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名及び当該役員が他の法人又は団体の役員又は職員である場合は、当該法人又は団体の名称を示す書類を添付すること。
七　申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合及び別表第二の十一4㈠から㈢までに掲げる者の名称を示す書類を添付すること。

別表第二　開設計画の認定の要件

一　本開設指針に係る開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。
二　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。
三　関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。
四　特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。
五　特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。